

令和2年第4回竜王町議会定例会（第1号）

令和2年12月3日

午後1時00分開会

於 議 場

1 議 事 日 程（第1日）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第 92号 竜王町の議会議員および長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
- 日程第 4 議第 93号 竜王町監査委員に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議第 94号 竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議第 95号 令和2年度竜王町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 7 議第 96号 令和2年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）
- 日程第 8 議第 97号 令和2年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第4号）
- 日程第 9 議第 98号 令和2年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議第 99号 令和2年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議第100号 令和2年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議第101号 令和2年度竜王町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議第102号 令和2年度竜王町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議第103号 動産の取得について
- 日程第15 議第104号 指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについて
- 日程第16 議員派遣について

2 会議に出席した議員（12名）

1番	森島芳男	2番	中村匡希
3番	福田優三	4番	鎌田勝治
5番	橘せつ子	6番	尾川幸左衛門
7番	大前セツ子	8番	澤田満夫
9番	磯部俊男	10番	貴多正幸
11番	岡山富男	12番	小西久次

3 会議に欠席した議員（なし）

4 会議録署名議員

8番	澤田満夫	9番	磯部俊男
----	------	----	------

5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	西田秀治	教育委員会教育長	甲津和寿
副町長	杼木栄司	総務主監	市田重宏
住民福祉主監兼 発達支援課長	奥浩市	産業建設主監	井口清幸
会計管理者	小森久美子	総務課長	間宮泰樹
未来創造課長	関司明德	中心核整備課長	森徳男
税務課長	川嶋正明	生活安全課長	寺嶋要
住民課長	中寫幸作	福祉課長	西村忠晃
健康推進課長	中原江理	農業振興課長	中山孝彦
商工観光課長	岩田宏之	建設計画課長	市岡忠司
上下水道課長	森岡道友	教育次長	知禿雅仁
教育総務課長	町田啓司	学校教育課長	山添美実
生涯学習課長	込山佳寛		

6 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	西川良浩	書	記 中野ゆかり
--------	------	---	---------

開会 午後1時00分

○議長（小西久次） 皆さん、こんにちは。ただいまの出席議員数は12人であり
ます。よって、定足数に達していますので、これより令和2年第4回竜王町議会議
定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、町長より発言の申出がありますので、これを認めること
といたします。

西田町長。

○町長（西田秀治） 皆さん、こんにちは。令和2年竜王町議会第4回定例会の開
会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何
かと御多用の中、御出席いただき厚く御礼を申し上げます。

初めに、令和2年11月25日に竜王町職員が官製談合防止法違反などの疑い
で逮捕された件につきましては、現在、警察の捜査に全面的に協力し、事実関係
の詳細な把握に努めているところでございます。このたびは、町政に対する信頼
を著しく損ねる事態を招き、町民の皆様に対し改めて深くおわびを申し上げます。
また、このような不祥事が二度と起こらないように、全ての職員の法令遵守意識
を強化するとともに、不正を起こさせない職場環境や組織体制の構築に取り組み、
全職員が責務をしっかりと果たす、その積み重ねで町民の皆様の信頼回復に努めて
まいります。

次に、現在、令和3年度の予算編成に向け取り組んでいるところでござい
ますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、社会経済活動の一日も早い
回復を図ることが喫緊の取組事項であると考えております。その意味で、昨日、
参議院で新型コロナウイルスのワクチン接種を無料にする予防接種法改正案が全
会一致で成立したことは、一歩前進と考えております。また、新型コロナ禍での
財政状況も慎重に見ながら、これまでのまちづくりの取組を継続し、さらに重点
施策プロジェクトを推し進めることで、明るく元気で活力あふれる強いまち、次
世代に誇れる竜王町を町民の皆様とともに築き上げてまいりたいと考えておりま
す。

最後になりますが、本定例会に提案申し上げます案件につきまして慎重なる御
審議を賜り、適切な御結論をいただきますようお願い申し上げ、開会に当たりま
しての御挨拶といたします。どうぞ、よろしく願いいたします。

○議長（小西久次） これより本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に、専決処分報告書、議会諸般報告書、並びに竜王町議会会議規則第126条の規定による議員派遣報告書を配付いたしましたので、よろしくお願いたします。なお、説明は省略いたしますので御了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小西久次） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

竜王町議会会議規則第125条の規定により、8番 澤田満夫議員、9番 磯部俊男議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（小西久次） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月22日までの20日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西久次） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月22日までの20日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思っておりますので、御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 3 議第 92号 竜王町の議会議員および長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

日程第 4 議第 93号 竜王町監査委員に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 議第 94号 竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第 6 議第 95号 令和2年度竜王町一般会計補正予算（第6号）

日程第 7 議第 96号 令和2年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）

日程第 8 議第 97号 令和2年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第4号）

- 日程第 9 議第 98号 令和2年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議第 99号 令和2年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議第100号 令和2年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議第101号 令和2年度竜王町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議第102号 令和2年度竜王町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議第103号 動産の取得について
- 日程第15 議第104号 指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについて

○議長（小西久次） 日程第3 議第92号、竜王町の議会議員および長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例から、日程第15 議第104号、指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについてまでの13議案について一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

○町長（西田秀治） ただいま一括上程いただきました議第92号から議第104号までの13議案について、順に提案理由を申し上げます。

議第92号、竜王町の議会議員および長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例につきましては、公職選挙法が一部改正され、町村の議会議員及び長の選挙に対して選挙公営が拡大されたことから、本町においても改正法に準拠し、選挙運動の公費負担に関する条例を制定するものです。

次に、議第93号、竜王町監査委員に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法が一部改正され、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に関する規定が新設されたことに伴い、既存の規定が繰り下がり、同法を引用する条例について条ずれが生じたことから、条例の一部を改正するものです。

また、議第94号、竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、国民健康保険被保険者に係る所得等の算定方法について所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものです。

次に、議第95号、令和2年度竜王町一般会計補正予算（第6号）につきまし

ては、現在お認めをいただいております補正予算（第5号）までの歳入歳出予算額が79億1,263万9,000円でございます。今回、この総額に1億4,806万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億6,070万3,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の主なものとしましては、歳出予算におきまして、新型コロナウイルス感染症に対する施策として、収入が減少したことによる指定管理者への補填、保育園の備品整備、町内企業等が感染症対策に要した経費に対する支援について、また、その他の補正としまして、寄附の増加に伴うふるさと納税に係る経費及び基金への積立て、妊婦健診委託料、GIGAスクール構想に係るコンピュータ整備事業等について増額するとともに、新型コロナウイルス感染症の対策等として実施してきた事業のうち、事業が完了したもの等について、執行状況に鑑み減額するものです。あわせて、人事院勧告による条例改正等に伴い、人件費について補正するものです。

歳入予算におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、第一次分及び第二次分の交付決定等があったことによる国庫支出金の増額、保育園備品整備に係る県支出金の増額、また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額に併せて財政調整基金繰入金を減額するとともに、新型コロナウイルス感染症の対策等以外の補正予算の財源として、前年度繰越金を増額するものです。

債務負担行為補正につきましては、次年度に事業が円滑に進められるよう追加するものでございます。

地方債補正につきましては、7月臨時会でお認めいただきましたGIGAスクール構想に係るコンピュータ整備事業の財源とすることから追加するものでございます。

次に、議第96号、令和2年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第4号）までの歳入歳出予算額が、17億6,090万円でございます。今回、この総額に331万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6,421万1,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の内容としましては、歳出予算におきまして、制度改正に伴いシステム改修が必要となること及び一般被保険者療養費が不足することから増額するとともに、歳入予算におきまして、システム改修については特別交付金として、一

般被保険者療養費については普通交付金として交付されることから増額するものでございます。

次に、議第97号、令和2年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第4号）につきましては、医科におきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第3号）までの歳入歳出予算額が4億5,320万円でございます。今回、この総額に1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,320万円とさせていただくものでございます。

補正予算の内容としましては、歳出予算におきまして、医科診療所に医療用機械器具を整備することから増額するとともに、歳入予算におきまして、医療用機械器具の整備に当たり基金が交付され、また、医科診療所整備事業債を財源とすることから増額するものでございます。

繰越明許費補正につきましては、医療用機械器具の整備について、令和3年度に繰り越す見込みであることから増額するものでございます。

債務負担行為につきましては、医科診療所の指定管理業務のため、設定するものでございます。

地方債補正につきましては、医療用機械器具整備の財源とすることから増額するものでございます。

歯科におきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第3号）までの歳入歳出予算額が、5,153万6,000円でございます。今回、この総額に8万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,161万8,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の内容としましては、歯科診療所における新型コロナウイルス感染症対策として、換気をしながら冷暖房を使用する必要があるため、電気代が不足することから増額するとともに、不足する財源に対して前年度繰越金を増額するものでございます。あわせて、歯科保健事業実施による保険者努力支援制度交付金の確定差額分を後期高齢者医療特別会計からの繰入金として増額することから、一般会計からの繰入金について減額するものです。

次に、議第98号、令和2年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第1号）までの歳入歳出予算額が6,068万2,000円でございます。今回、この総額に126万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,194万3,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の内容としましては、令和元年度決算に伴い繰越金が確定したことから、所要の補正を行うものでございます。

次に、議第99号、令和2年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第1号）までの歳入歳出予算額が、10億1,991万1,000円でございます。今回、この総額に1,112万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,103万6,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の内容としましては、歳出予算におきまして、地域密着型介護サービス給付費等及び地域支援事業費が不足することから増額するとともに、歳入予算におきまして、歳出で増額しましたサービス給付費のルール分の負担として国庫支出金、県支出金、繰入金をそれぞれ増額し、また、保険料について当初の見込みを上回る収入があったことから、介護給付費準備基金繰入金について減額するものです。

次に、議第100号、令和2年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第1号）までの歳入歳出予算額が1億1,620万円でございます。今回、この総額に237万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,857万2,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の内容としましては、歳出予算におきまして、制度改革に伴いシステム改修費用が必要となること及び交付金を国民健康保険事業特別会計（施設勘定・歯科）へ繰り出すことから増額し、歳入予算におきまして、システム改修費用について補助金が交付され、不足する財源については一般会計から繰り入れることから増額するとともに、後期高齢者医療広域連合からの交付金について増額するものでございます。

次に、議第101号、竜王町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、令和2年度竜王町水道事業会計の第3条で定めました収益的支出の既決予定額3億5,162万3,000円から、今回6万1,000円を減額し、3億5,156万2,000円とさせていただきたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、営業費用の総係費のうち、人件費につきまして、6万1,000円減額いたしたいものでございます。

次に、議第102号竜王町下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、令和2年度竜王町下水道事業会計予算の第3条で定めました収益的支出の既決予



定額5億1,060万2,000円から、今回5万5,000円を減額し、5億1,054万7,000円とさせていただきたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、営業費用の総係費のうち、人件費につきまして、5万5,000円減額いたしたいものでございます。

次に、議第103号、動産の取得についてにつきましては、アグリパーク竜王直売所什器備品等の購入でございまして、去る11月19日に指名競争入札を執行いたしました結果、滋賀県栗東市安養寺六丁目6番12-11号、株式会社田中誠文堂代表取締役田中義信から、金額1,204万5,000円で取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び竜王町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議決をお願いするものでございます。

備品の内容につきましては、道の駅アグリパーク竜王直売所の増築に伴い、販売平台1式、パン用什器1式、精米機1式など什器備品等を購入するものでございます。納期につきましては、令和3年3月19日でございます。

次に、議第104号、指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについてにつきましては、竜王町国民健康保険診療所（医科）の指定管理につきましては、医療法人社団弓削メディカルクリニックを指定管理者として指定し、平成30年4月1日から平成33年3月31日まで当該施設を管理させることについて、平成29年12月12日に議決をいただきました。当該施設は、現在、新たに施設を整備しているところですが、造成工事等の遅延により指定管理者の指定期間中に整備が完了しないため、指定期間を令和3年9月30日までの6か月間について延長したく、議会の議決を求めるものです。

以上、議第92号から議第104号までの13議案について提案理由を申し上げますところでございますが、議第95号につきましては、詳細について担当課長から説明させますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

**○議長（小西久次）** 間宮総務課長。

**○総務課長（間宮泰樹）** 町長から議第95号、令和2年度竜王町一般会計補正予算（第6号）について提案理由の説明があったところでございますが、さらにその内容について、お手元配付の提出議案説明資料5ページの令和2年度12月補正予算概要により説明させていただきます。

それでは、主な歳出から御説明いたします。

まず、撤去工事70万円の増額につきましては、川守地先町有地の樹木剪定等

のため増額するものでございます。

次に、普通交付税返還金113万3,000円の増額につきましては、令和元年度に実施された交付税検査の結果、平成29年度に交付された普通交付税について過大交付となり、返還する必要があることから増額するものでございます。

次に、ふるさと納税推進費としまして、当初予算から8,000万円の寄附の増加を見込むことから、所要の経費3,674万4,000円を増額するものでございます。

次に、妹背の里指定管理料101万4,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減収分について、委託料を上乗せすることにより、指定管理者への補填とすることから増額するものでございます。

次に、介護保険システム改修業務委託料107万1,000円の増額につきましては、介護保険制度の改正に伴い、システム改修が必要となることから増額するものでございます。

次に、介護保険特別会計繰出金につきましては、介護給付費の不足により一般会計から繰り出す必要があることから、234万7,000円を増額するものでございます。

次に、後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、後期高齢者医療特別会計において実施するシステム改修費用の財源が不足するため、一般会計から繰り出す必要があることから、132万円を増額するものでございます。

次に、独り親家庭等への支援給付金120万円の減額につきましては、コロナ対策である当事業の執行状況に鑑み、減額するものでございます。

次に、保育用備品103万5,000円の増額につきましては、コロナ対策として、町内保育園の保育室及び園外保育で使用する備品を整備することから増額するものでございます。

次に、過年度保育所運営費県費負担金返還金111万7,000円の増額及び過年度保育所運営費国庫負担金返還金183万4,000円の増額につきましては、令和元年度の教育・保育給付費交付金の精算により、返還する必要があることから増額するものでございます。

次に、妊婦健診事業といたしまして、妊娠届出件数が予算計上分を上回る見込みであることから、妊婦健診委託料及び支払業務委託事務費について367万9,000円を増額するものでございます。

次に、国保特別会計（施設・歯科）繰出金につきましては、歯科保健事業実施

による保険者努力支援制度交付金の確定差額分を後期高齢者医療特別会計からの繰入金として増額することに合わせて、一般会計からの繰出金72万2,000円を減額するものです。

次に、コロナ対策であるプレミアム商品券取扱業務委託料890万円の減額につきましては、商品券の販売期間が終了したことから、販売実績に応じて減額するものでございます。

次に、新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援金支給業務委託料230万円の減額につきましては、事業が完了したことから不用額を減額するものでございます。

次に、新しい生活・産業様式確立支援事業助成金800万円の増額につきましては、町内の中小企業等が新しい生活・産業様式の確立に向けた取組に要した経費について支援するため増額するものでございます。

次に、地域産業研修センター指定管理料108万5,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減収分について、委託料を上乗せすることにより指定管理者への補填とすることから増額するものでございます。

次のページを御覧ください。

県単独土木建設事業負担金170万円の増額につきましては、県事業の進捗により増額するものでございます。

次に、運動公園指定管理料1,697万7,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減収分について、委託料を上乗せすることにより、指定管理者への補填とすることから増額するものでございます。

次に、教委事務局費・一般管理といたしまして、学校教育事業用備品の入札による執行残について減額するとともに、小学校及び中学校にマスク、手袋等を整備するため、消耗品費について増額するものでございます。

次に、修学旅行中止に伴うキャンセル料補助金50万6,000円の減額につきましては、修学旅行を実施することができ、不執行となったことから減額するものでございます。

次に、小学校及び中学校コンピュータ整備事業といたしまして、GIGAスクール構想に係る端末のソフトウェア設定業務を委託することから、小学校については753台分、282万7,000円を、中学校については371台分、139万3,000円をそれぞれ増額するものでございます。

次に、未来につなぐふるさと交電積立金 8,000 万円の増額につきましては、寄附の増加を見込むことから積立金を増額するものでございます。

また、人件費補正につきましては、人事院勧告の準拠に伴う条例改正をしたことから、期末手当等について 353 万 6,000 円を減額するものでございます。

続いて歳入補正予算でございますが、5 ページにお戻りいただきまして、主な歳入から御説明いたします。

まず、国庫支出金について、介護保険事業費補助金 50 万 8,000 円の増額は、介護保険システムの改修に係る経費について国から補助金が交付されるため増額するものでございます。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1 億 1,879 万 5,000 円の増額は、第 1 次分及び第 2 次分の交付決定等があったことから増額するものでございます。

次に、県支出金について、新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金 100 万円の増額は、保育用備品の整備に対し、1 園につき 50 万円が県から補助されることから増額するものでございます。また、森林情報活用促進事業補助金 67 万 1,000 円の増額は、林地台帳の整備に要する経費の 2 分の 1 について、県から補助金の交付を受けることとなったため増額するものでございます。

次に、地方債について、学校教育施設等整備事業債 2,930 万円の増額は、GIGA スクール構想に係る小学校及び中学校コンピュータ整備事業について、当該起債を財源とするため増額するものでございます。

次に、未来につなぐふるさと交電寄附金 8,000 万円の増額は、寄附の増加を見込むことから増額するものでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症に対する施策の財源としていた財政調整基金繰入金 1 億 456 万 6,000 円を減額するものでございます。

次に、今回の補正に係る一般財源所要額 2,108 万 1,000 円について、前年度からの繰越金を増額するものでございます。また、後期高齢者医療負担金等返還金 84 万円の増額は、令和元年度市町負担金精算の結果、返還されることとなったため増額するものでございます。

次に、6 ページの債務負担行為補正（追加）についてですが、来年度における業務の実施に向けて円滑な事業の実施を図るため、今年度中に契約等に係る事務処理を行う必要があることから、それぞれ追加するものでございます。

最後に、地方債補正（追加）についてですが、先ほど歳入において説明しましたとおり、既定の地方債に追加するものでございます。

以上、令和2年度竜王町一般会計補正予算（第6号）の説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小西久次） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議員派遣について

○議長（小西久次） 日程第16 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

竜王町議会会議規則第126条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにいたしたいと思っております。

なお、緊急を要する場合は、議長においてこれを決定いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西久次） 御異議なしと認めます。よって、本件はそのように決定いたしました。

なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長まで報告していただくようお願いいたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変御苦勞さまでございました。

散会 午後1時35分